

1. 景品表示法に基づく法的措置件数の推移(平成28年2月29日現在)

(単位:件)

年度	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	合計	年度	
	(2005)	(2006)	(2007)	(2008)	(2009)	(2010)	(2011)	(2012)	(2013)	(2014)	(2015)			
国(※1)	28	32	56	52	12	20	28	37	45	30	8	348	国(※1)	
都道府県(※2)	11	18	28	21	26	36	22	29	64	3	2	指示 258 措置命令 2	都道府県(※2)	
北海道	1				1	2	3	1	36			44	北海道	
青森												0	青森	
岩手												0	岩手	
宮城												0	宮城	
秋田			1									1	秋田	
山形			1									1	山形	
福島				1								1	福島	
茨城				1		1	1	2				5	茨城	
栃木			1	3	1	6	1	2				14	栃木	
群馬									1			1	群馬	
埼玉		2	1				4	9	11	1	1	28	1	埼玉
千葉		2	1		1	1		1				6	千葉	
東京	1	2	1		12	12	3	6	3	2		42	東京	
神奈川		2	1	1			2	1				7	神奈川	
新潟	1					3			1			5	新潟	
富山												0	富山	
石川												0	石川	
福井												0	福井	
山梨												0	山梨	
長野	1	2										3	長野	
岐阜	1			2	1	1			1		1	6	1	岐阜
静岡	1	3	4	3	1	1	1	3	2			19	静岡	
愛知			2						2			5	愛知	
三重												0	三重	
滋賀				1								1	滋賀	
京都			1	1	1		1	1				5	京都	
大阪	1			2		1						4	大阪	
兵庫	2	3	1	2	2							10	兵庫	
奈良									2			2	奈良	
和歌山						2		2	1			5	和歌山	
鳥取			2									2	鳥取	
島根						2						2	島根	
岡山												0	岡山	
広島												0	広島	
山口			1	1					3			5	山口	
徳島			4		1	1			1			7	徳島	
香川			1									1	香川	
愛媛			1		1		1					3	愛媛	
高知	1				2							3	高知	
福岡			1	1		1		1				4	福岡	
佐賀	1	1	2	1		1						6	佐賀	
長崎			1									1	長崎	
熊本				1	2							3	熊本	
大分		1						3				4	大分	
宮崎								1				1	宮崎	
鹿児島												0	鹿児島	
沖縄						1						1	沖縄	

※1 平成21年8月末日までは公正取引委員会における排除命令件数。平成21年9月1日以降は消費者庁における措置命令件数。

※2 平成26年11月末日までは指示件数。平成26年12月1日以降は措置命令件数(平成26年度の措置命令件数は0件。)

2. 景品表示法に基づく法的措置事件の概要（平成27年3月1日～平成28年2月29日）

※ 国又は都道府県において法的措置を採った事件の公表されたものの概要を掲載しています。措置の詳細につきましては、国又は公表を行った都道府県のホームページを御覧ください（事件概要に記載のURLをクリックしてください）。

措置日	処分 行政庁	事業者名	事件概要
H28. 2. 16 【措置命令】	消費者庁	弁護士法人アディーレ法律事務所	<p>弁護士法人アディーレ法律事務所は、債務整理・過払い金返還請求に係る役務（以下「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、自らが運営するウェブサイトにおいて</p> <p>① 例えば、平成27年8月3日から同月12日までの間、「法律相談実績25万人 ありがとう10周年」、「返金保証キャンペーン」、「継続決定!」、「2015 8/3[㊦]→2015 8/31[㊦]」、「アディーレ法律事務所は、2014年10月、創立10周年を迎えました。今後も、皆さまが債務整理・過払い金のご相談を気軽にできるよう、今だけの期間限定で「返金保証キャンペーン」を実施いたします!」、「3つのお約束」、「POINT1 ご満足いただけなかった場合、着し金を全額返金!（90日以内）」、「POINT2 借金を完済した方は、過払い金返還の着し金が無料!」、「POINT3 現在返済中の方は、相談前の過払い金診断が無料!」、「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万3200円（税込）の着し金を無料とします。 ※完済していない業者（残債のある業者）に対する過払い金返還請求の場合は、着し金が1社につき1万800円（税込）となります。」と記載することにより、あたかも、当該期間内において本件役務の提供を申し込んだ場合限り、契約から90日以内に契約の解除を希望した場合に着し金を全額返金するかのよう、過払い金返還請求の着し金が無料又は値引きとなるかのよう、及び借入金の返済中は過払い金診断が無料となるかのように表示していた。</p> <p>実際には、平成26年11月4日から平成27年8月12日までの期間において、契約から90日以内に契約の解除を希望した場合に着し金を全額返金すること、過払い金返還請求の着し金</p>

		<p>を無料又は値引きとすること、及び借入金の返済中は過払い金診断を無料とすることを内容とするキャンペーンを実施していた。</p> <p>② 例えば、平成26年10月1日から同年11月3日までの間、「法律相談実績15万人 もっと身近な弁護士に」、「笑顔満点キャンペーン」、「2014 10/1㊦▶11/3㊧」、「当事務所は2004年の設立以来、法律相談の実績が累計15万人を突破しました。」、「感謝の想いを胸に、これからもひとりでも多くの困っている方が笑顔になってもらえるよう、期間限定で「笑顔満点キャンペーン」を実施いたします!」、「借金を完済した方へ まだ間にあう! あなたの過払い金の消滅を防止! 過払い金返還の着手金が無料!」、「現在、返済中の方へ 借金?貯金?ホントはどっち?相談前に無料で計算! 過払い金診断が無料!」、「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万3200円(税込)の着手金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万800円(税込)となります。」と記載することにより、あたかも、当該期間内において本件役務の提供を申し込んだ場合に限り、過払い金返還請求の着手金が無料又は値引きとなるかのように、及び借入金の返済中は過払い金診断が無料となるかのように表示していた。</p> <p>実際には、平成25年8月1日から平成26年11月3日までの期間において、過払い金返還請求の着手金を無料又は値引きとすること、及び借入金の返済中は過払い金診断を無料とすることを内容とするキャンペーンを実施していた。</p> <p>③ 例えば、平成25年7月1日から同月31日までの間、「逃げ得は許さない!」、「1ヵ月限定」、「過払い金消滅防止キャンペーン」、「あなたの過払い金は消滅寸前?」、「過払い金返還着手金⇒0円 無料 キャンペーン期間 2013年7月1日~7月31日まで」、「対象 完済した業者※に対する過払い金返還請求を、当事務所に依頼された方について、通常債権者1社につき4万円(税込4万2000円)の着手金を無料とします。 ※完済していない業者(残債のある業者)に対する過払い金返還請求の場合は、着手金が1社につき1万円(税込1万500円)となりま</p>
--	--	--

			<p>す。」と記載することにより、あたかも、当該期間内において本件役務の提供を申し込んだ場合に限り、過払い金返還請求の着手金が無料又は値引きとなるかのように表示していた。</p> <p>実際には、平成22年10月6日から平成25年7月31日までの期間において、過払い金返還請求の着手金を無料又は値引きとすることを内容とするキャンペーンを実施していた。</p> <p>http://www.caa.go.jp/representation/pdf/160216premiums_1.pdf</p>
H28. 2. 3 【措置命令】	岐阜県	有限会社鳥正	<p>有限会社鳥正は、牛肉（以下「本件商品」という。）を販売するに当たり、少なくとも平成27年10月1日から同年12月20日までの間、店頭プライスカードに、「飛騨牛 岐阜県産 最上級品 [5等級]」と称する飛騨牛銘柄推進協議会発行のパックシール（以下「飛騨牛パックシール」という。）を貼付し、また、消費者の求めに応じて本件商品の商品パッケージに飛騨牛パックシールを貼付するなどし、あたかも、本件商品が飛騨牛であるかのような表示をしていたが、実際には、本件商品に用いていた牛肉の大部分が飛騨牛以外の牛肉であった。</p> <p>https://www.pref.gifu.lg.jp/event-calendar/c_11266/shobun-shido.data/keihyou280203.pdf</p>
H28. 1. 26 【措置命令】	消費者庁	株式会社ユーコー	<p>株式会社ユーコーは、空気清浄機（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、日刊新聞紙に掲載した広告において、例えば、「21畳対応 防ダニ 除菌 抗ウイルス 花粉 保湿」、「ファンの力で浮遊物を吸込み、プラズマイオンを部屋中に放出！約21畳まで対応のハイパワーで広いリビングにもこれ1台でOK！」と記載するとともに、「ダニ抑制」及び「カビ抑制」と題するグラフをそれぞれ掲載することにより、あたかも、21畳の生活空間において、本件商品を1台使用すれば、防ダニ、除菌、抗ウイルス、花粉除去、保湿、悪臭除去、カビ除去の効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が、同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/160126premiums_1.pdf</p>

<p>H27. 12. 25 【措置命令】</p>	<p>埼玉県</p>	<p>株式会社ローランインターナショナル</p>	<p>株式会社ローランインターナショナルは、中古自動車を一般消費者に販売するに当たり、中古自動車61台について、中古自動車情報誌において、あたかも、当該中古自動車の車体の骨格部位に修復歴がないかのように示す表示をしていたが、実際には、当該中古自動車は、オートオークションからの仕入れ時に提示されるオークション出品票に、車体の骨格部位が損傷するなどの修復歴を示す記号が記載された修復歴があるものであった。 http://www.pref.saitama.lg.jp/a0310/jigyousyasido/documents/tyukosya.pdf</p>
<p>H27. 12. 11 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>株式会社ダスキン</p>	<p>株式会社ダスキンは、「遮熱・UVカットタイプ (Nano80S)」と称する窓用フィルムの施工サービス（以下「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、例えば、平成26年4月頃から同年6月頃までの間、ダイレクトメールにおいて、「室温の上昇を抑える！ 最大-5.4℃※ 空調効率アップ！」と記載することにより、あたかも、本件役務の提供を受けることで、本件役務の提供を受けない場合と比して、室温の上昇が最大で摂氏5.4度抑えられるかのように示す表示をしていた。 消費者庁が、同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。 http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/151211premiums_1.pdf</p>
<p>H27. 12. 8 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>アイア株式会社</p>	<p>アイア株式会社は、「クロスワードパクロス」、「ナンプレマガジン」、「ナンプレジャンプ」、「ペイントロジック」、「スーパーペイントロジック」、「漢字王」、「ペイントロジックベストセレクション Vol.7」及び「ナンバーネットロジック」と称する懸賞付きパズル雑誌（以下これらを併せて「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、例えば、本件商品のうち、平成26年1月27日発売の「クロスワードパクロス2014年3月号」の誌面上で実施した「全問豪華スペシャルプレゼント」と称する応募者の中から抽せんにより賞品又は賞金（以下これらを併せて「賞金等」という。）の提供の相手方を定める賞金等の提供企画（以下「懸賞企画」という。）において、「S p e</p>

			<p>cial Present 現金10万円 1名様」、「Special Present 現金5万円 1名様」、「Special Present 32V型液晶テレビ 1名様」、「Special Present ルンバ 1名様」、「Special Present PHILIPS ノンフライヤー 1名様」等と記載することにより、あたかも、本件商品の誌面上で実施した懸賞企画においてはそれぞれの賞品等について誌面上に記載された当選者数と同数の賞品等が提供されるかのように表示していた。</p> <p>実際には、本件商品の誌面上で実施した一部の懸賞企画においては誌面上に記載された当選者数を下回る数の賞品等の提供を行っていた。</p> <p>http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/151208premiums_1.pdf</p>
H27. 12. 3 【措置命令】	消費者庁	源平製薬株式会社	<p>源平製薬株式会社は、「LAPURA」と称する食品（以下「本件商品」という。）を販売するに当たり、平成25年7月26日から平成27年5月1日までの間、情報誌等において、例えば、『「ダイエットサポートがこの1粒で！ ※目安 短期間で-3kgの秘密とは・・・？」』、「寝る前にたった1粒。 ※目安 短期間ではっきりと変化が」と記載の上で「届いてすぐに飲んでみる。なんのことはない健康食品・・・と思ったら、短期間ではっきりとした変化が！続けていると、規則正しくスッキリしはじめたのがよくわかる。」「寝る前の1粒（目安）だからすっごく楽。なんとなくウエストがちょっとゆるくなったような・・・」等と記載することにより、あたかも、本件商品を摂取するだけで、特段の運動や食事制限をすることなく短期間で容易に痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/representation/pdf/151203premiums_1.pdf</p>
H27. 11. 10	消費者庁	株式会社日本イ	株式会社日本イルムスは、「薬膳めかぶスープ」及び「薬膳めかぶスープ極」と称する即席スープ

【措置命令】		ルムス	<p>(以下「本件商品」という。)を販売するに当たり、</p> <p>① 薬膳めかぶスープについて、平成26年2月頃から同年12月頃までの間、</p> <p>② 薬膳めかぶスープ極について、平成27年1月頃から同年4月頃までの間、</p> <p>牛乳販売業者を通じて一般消費者に配布したチラシにおいて、「ネバネバパワーと燃焼力で、強力なスッキリ感!」、「薬膳めかぶスープダイエット」、「16kgも痩せて、^{ウエスト}お腹スッキリ!」、「超低カロリーだから、無理な食事制限なし!1日1杯でOK!」等と記載することにより、あたかも、本件商品を摂取するだけで、特段の運動や食事制限をすることなく容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/representation/pdf/151110premiums_1.pdf</p>
H27.5.22 【措置命令】	消費者庁	株式会社全日本通販	<p>株式会社全日本通販は、「すこやか酵母」と称する食品(以下「本件商品」という。)を販売するに当たり、平成26年8月12日から同年10月13日までの間、新聞折り込みチラシ等において、例えば、「ムリな食事制限なしで12kg体重減!」、「私のダイエットはもうキツイ我慢なし!」等と記載することにより、あたかも、本件商品を摂取するだけで、特段の運動や食事制限をすることなく容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>消費者庁が同社に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/representation/pdf/150522premiums_2.pdf</p>
H27.5.1 【措置命令】	消費者庁	株式会社オートアクション	<p>株式会社オートアクションは、中古自動車を一般消費者に販売するに当たり、</p> <p>① 中古自動車24台について、「Goo関西版」と称する中古自動車情報誌(以下「Goo関西版」という。)において、「修無」と記載することにより、あたかも、当該中古自動車の車体の</p>

			<p>骨格部位に修復歴がないかのように示す表示をしていたが、実際には、当該中古自動車は、オートオークションからの仕入れ時に提示されるオークション出品票に、車体の骨格部位が損傷するなどの修復歴を示す記号が記載された修復歴があるものであった。</p> <p>② 中古自動車8台について、Goo関西版において、当該中古自動車の情報を掲載することにより、あたかも、掲載日以降、当該中古自動車を販売することができるかのように表示していたが、実際には、当該中古自動車は、最初に情報を掲載した日よりも前の日に売買契約が成立しており、取引に応じることができないものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/representation/pdf/150501premiums_2.pdf</p>
H27.3.20 【措置命令】	消費者庁	株式会社キャリアカレッジジャパン	<p>株式会社キャリアカレッジジャパンは、通信講座に係る役務（以下「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、例えば、平成26年7月1日から同月31日までの間、「ハッピーサマーキャンペーン」、「今なら全講座 1万円割引」、「資格取得を受講料割引で強力サポート!」、「キャンペーン期間2014年7月1日▶7月31日（木）まで」等と記載することにより、あたかも、記載された期間内において本件役務の受講を申し込んだ場合に限り、正規受講料から1万円の値引きをするかのように表示していた。</p> <p>実際には、平成22年5月25日から平成26年7月31日までのほとんどの期間において、正規受講料から1万円の値引きをするキャンペーンを実施していた。</p> <p>http://www.caa.go.jp/representation/pdf/150320premiums_1.pdf</p>
H27.3.13 【措置命令】	消費者庁	株式会社竹書房	<p>株式会社竹書房は、「まんがライフ」、「まんがくらぶ」、「まんがライフオリジナル」、「まんがくらぶオリジナル」、「本当にあったゆかいな話」、「本当にあったゆかいな話 芸能ズキュン!」及び「まんがライフMOMO」と称する漫画雑誌（以下これらを併せて「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、例えば、本件商品のうち、平成24年8月4日発売の「まんがくらぶ2012年9月号」の誌面上で実施した「お疲れサマー!リフレッシュプレゼント★」と称する応募者の中から抽せんにより景品類の提供の相手方を定める景品類の提供企画（以下「懸賞企画」という。）において、「② iPod Shuffle + iTunesカード3000円分 夏を記録しよう♪ ③名</p>

			<p>様」、「③超音波美顔器 お肌のお手入れを！ ③名様」、「④保温弁当箱 持ち運びトート付き☆ ⑤名様」、「⑤ジェット歯間ブラシ 清潔な歯を！ ③名様」等と記載することにより、あたかも、本件商品の誌面上で実施した懸賞企画においてはそれぞれの景品類について誌面上に記載された当選者数と同数の景品類が提供されるかのように表示していた。</p> <p>実際には、本件商品の誌面上で実施した一部の懸賞企画においては誌面上に記載された当選者数を下回る数の景品類の提供を行っていた。</p> <p>http://www.caa.go.jp/representation/pdf/150313premiums_1.pdf</p>
<p>H27.3.5 【措置命令】</p>	<p>消費者庁</p>	<p>株式会社タカシヨ一</p>	<p>株式会社タカシヨ一は、「シェードネット」と称する屋外用シェード（以下「本件商品」という。）を一般消費者に販売するに当たり、例えば、平成25年4月1日以降配布した本件商品に係る商品チラシにおいて、「自然の力で快適に・・・省エネな暮らしのご提案」、「暑くなる前の猛暑対策」、「気温が約10℃下がります」、「※当社試験結果より」、「直射日光を遮るだけでなく、通気性がよいので、シェードの下は気温が平均約10℃下がります。」等と記載することにより、あたかも、本件商品を使用することによって、本件商品の内側の空間部分の気温が約10度低下する効果が得られるかのように示す表示をしていた。</p> <p>実際には、本件商品を使用した内側の空間部分の気温が約10度低下するとは認められないものであった。</p> <p>http://www.caa.go.jp/representation/pdf/150305premiums_1.pdf</p>